

8

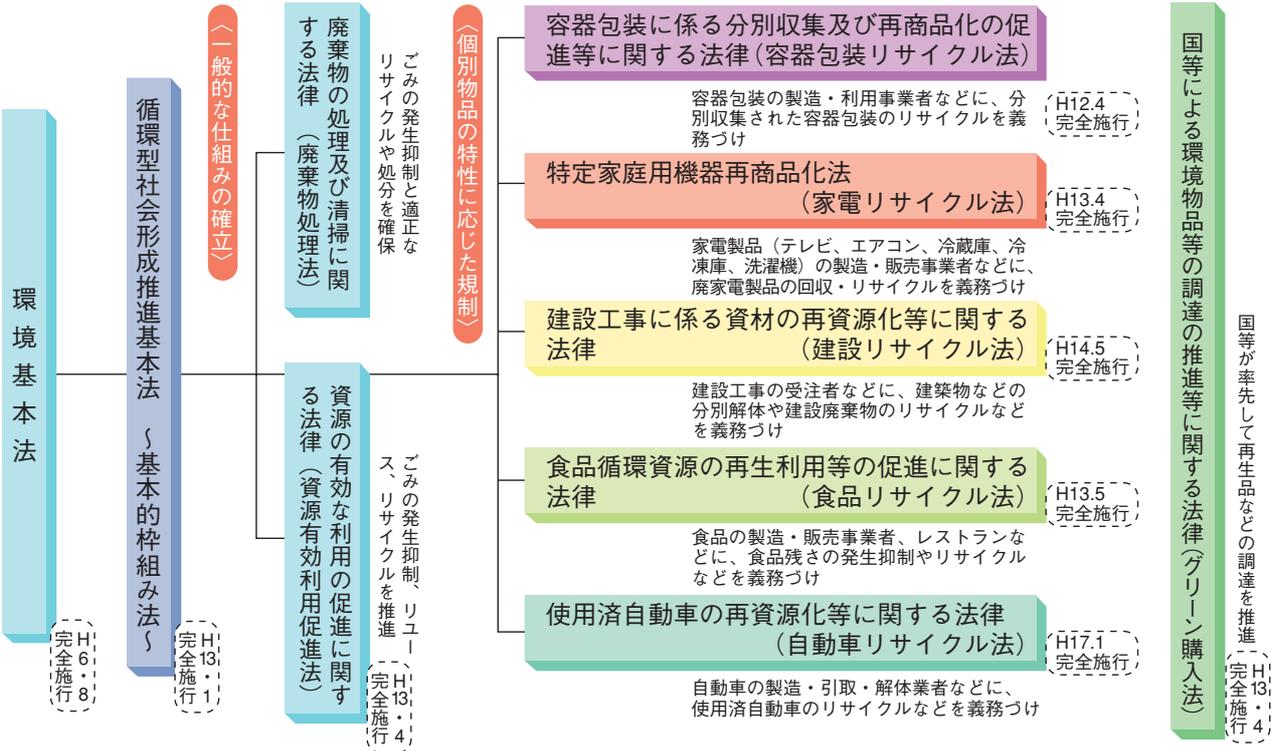
ゼロ・エミッションの取組の推進

物質の流れが「廃棄」への一方通行で、廃棄物処理に新たな資源を投入するこれまでの社会システムを改め、環境負荷を低減することが求められています。このため、廃棄物の発生抑制とともに、廃棄物を資源と捉え、生産工程へ原材料等として循環利用する、また資源化できないものは適正な焼却により熱回収を図るなどの取組によって環境負荷を最小化し、資源循環の輪を構築していくことが必要とされています。

資源循環の輪の構築

循環型社会形成のための施策体系

循環型社会の形成に向け、法整備が進められてきました。

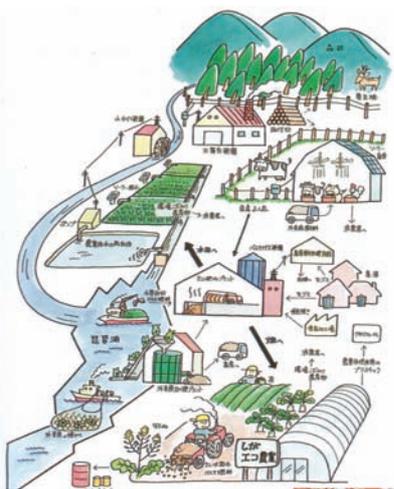


ゼロ・エミッション型農村づくりの推進

<農政課>

農村地域には、もみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、集落排水汚泥など生物由来の有機性資源、いわゆるバイオマスがたくさん存在します。これらの資源をたい肥やエネルギー等として農業生産の中で利活用することで、持続的に発展可能な農村社会の実現を目指しています。

そのため、近畿バイオマス発見活用協議会等と連携しながら、地域においてバイオマスの取組が進むよう情報提供や普及・啓発を実施しています。



ゼロ・エミッション型農林水産業のイメージ

リサイクル製品認定制度 (ピワクルエコシップ)

<循環社会推進課>



各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロ・エミッションの取組が始まっていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題があります。リサイクル製品認定制度は循環資源（廃棄物や製造過程で発生する副産物）から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、県民等に利用促進を図るとともに、県自らが公共事業等を通じて率先利用に努めようとするものです。平成17(2005)年8月に第1回目の認定を行い、平成20(2008)年3月末現在でコンクリート二次製品、改良土、堆肥などの136製品をリサイクル製品として認定しています。

この制度の運用により、グリーン購入の推進や優れた技術を持つ優良企業の育成、県内産業の育成・振興を図ることが期待されます。

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

廃棄物減量化の推進

<循環社会推進課>

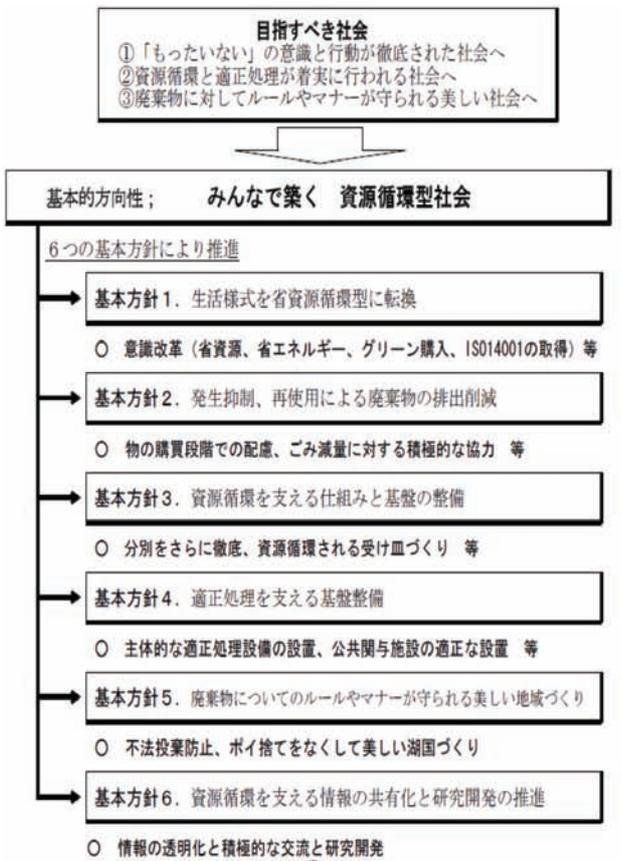
滋賀県廃棄物処理計画

廃棄物の減量や不適正処理の防止など、廃棄物をめぐる課題は、県の環境問題の最重要課題の一つです。

そのため、廃棄物の処理を適正に行うことはもとより、何よりもごみを出さない、出してしまったごみは資源化することにより有効利用を図り、環境への負荷を低減していく循環型社会の構築に向けた取組を、県民、事業者、市町、県がそれぞれの役割と責任のもとに、着実に実践していくことが重要です。

これらの基本的事項をとりまとめた「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を平成18(2006)年6月に策定し、廃棄物を取り巻く情勢の変化に対応した施策の展開を図り、県民の生活環境を保全するとともに、将来にわたって健全な県土の発展を目指すこととしました。

◆第二次滋賀県廃棄物処理計画の概要 (計画期間:平成18年度~22年度)



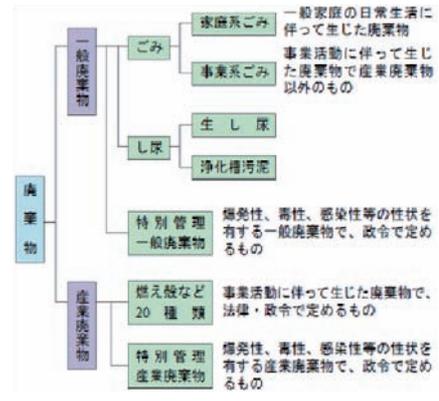
目標達成に向けた取り組み
毎年の処理状況の把握による進捗管理

目標設定

一般廃棄物 ○ 「1人1日あたりのごみの排出量」を平成22年度 900gに ○ 平成9年度の「リサイクル率」を平成22年度 2倍に ○ 平成9年度の「最終処分量」を平成22年度 1/2に ○ 平成9年度の「単純処理された量」を平成22年度 1/2に ○ 「汚水処理施設整備率」を平成22年度 100%に	産業廃棄物 ○ 平成16年度の「総排出量」を平成22年度 現状維持 ○ 平成9年度の「資源化されたい量」を平成22年度 1/3に ○ 平成9年度の「最終処分量」を平成22年度 1/3に
---	--

一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみやし尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。



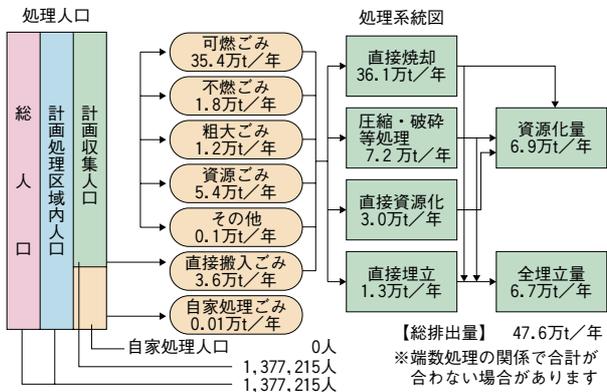
一般廃棄物については市町の責任、産業廃棄物については事業者の責任で適正に処理することとなっています。

一般廃棄物対策の推進

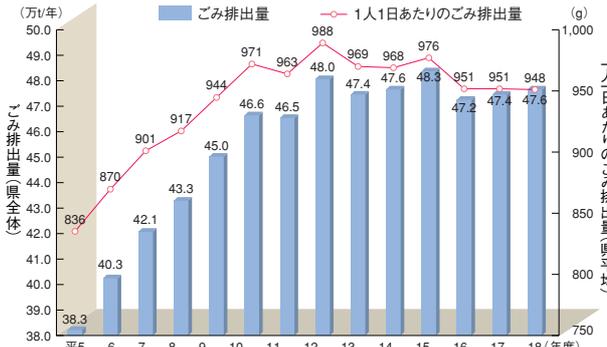
平成18年度のごみの排出量は47.6万t、1人1日あたりの排出量は948g(参考:全国値1,053g)となっており、平成12年度までは、いずれも増加傾向でしたが、それ以降はほぼ横ばいの状態が続いています。

また、総資源化量は9.7万t、埋立量は6.7万tとなっています。今後も、循環型社会を形成していくため、ごみの減量化を推進し、リサイクルを一層進めていく必要があります。

◆ごみ処理の状況(平成18年度)



◆ごみ排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移



滋賀県の地勢
琵琶湖のあらし
滋賀県の環境行政の枠組み
豊かで美しい自然環境の保全
健全な水環境の保全
快適な生活環境の保全
グリーンな新エネルギーの開発・導入
ゼロ・エミッションの取組の推進
確実な環境配慮の実践
新たな環境活動基盤の整備
地域における環境づくり

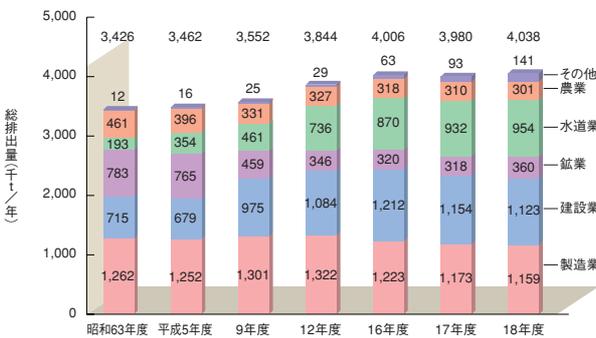
●産業廃棄物対策の推進

平成18年度における産業廃棄物の総排出量は403.8万tとなっており、前年度に比べ微増となっています。このうち、製造業からの排出が最も多く、次いで建設業、水道業となっています。

産業廃棄物の適正処理の推進として排出業者が自らの判断により優良な処理業者を選択するひとつのツールとなるよう、平成18(2006)年12月に新たな評価制度を導入しました。この制度が有効活用され、さらなる産業廃棄物業界の資質の向上が図られるよう取り組んでいきます。

また、産業廃棄物は、最終処分場などの処理施設の設置が困難となっていることから、排出抑制や再生利用を進めるとともに、処理施設の確保に努めていくことも必要です。

◆産業廃棄物の総排出量の推移（平成18年度）



◆産業廃棄物焼却施設および最終処分場数（平成20(2008)年3月末現在で運営しているもの）

	自社	処理業	計
焼却施設	12	14	26
管理型最終処分場	1	1	2
安定型最終処分場	6	14	20

●滋賀県産業廃棄物税条例

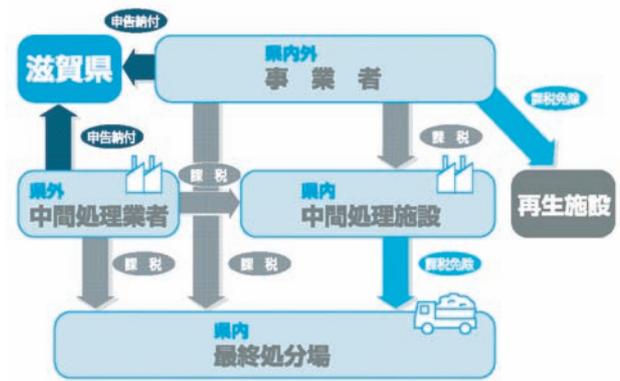
「第二次滋賀県廃棄物処理計画」の中では、「資源化されない産業廃棄物の排出量」と「最終処分量」を平成22(2010)年までに平成9年度実績の1/3にすることを目標に掲げています。

そこで、事業所からの産業廃棄物の資源化など、減量を進めることを目的に、平成15(2003)年3月「滋賀県産業廃棄物税条例」を制定しました。徴収された税を産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理等を図るための費用に充てることで資源循環型社会づくりへの取組を一層推進していきます。

産業廃棄物税は、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を1年間に500tを超えて搬入した事業者が申告納付するもので、平成19年度の税収額は、約7,240万円となっています。

産業廃棄物税の使途の例

- ①産業廃棄物減量の推進
- ②資源化施設等の整備推進
- ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進
- ④不法投棄のない社会構築の推進



●自動車リサイクルの推進

平成17(2005)年1月から施行された自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再生資源等のリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破砕後のシュレッダーダストの適正処理を義務づけています。

◆自動車リサイクル法に基づく登録・許可を受けた引取業者等件数

	県内登録・許可件数
引取業	1,017
フロン類回収業	245
解体業	82
破砕業	19

平成20(2008)年3月末現在

●家畜排せつ物の現状と対策

<畜産課>

県内での家畜排せつ物の発生量は、平成19年度畜産経営環境保全実態調査によると、乳用牛が93千t/年、肉用牛が155千t/年、豚が27千t/年、鶏が40千t/年で、合計315千t/年となっています。これらの排せつ物は土づくりのための有機質資材として、農産物や飼料作物などの生産に利用されていますが、環境汚染につながらないよう適切な処理を行うことが必要です。平成16(2004)年11月1日より「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行され、畜産農家に対しては適切な管理を行うよう啓発指導を継続しています。また、今後、資源循環型農業を推進するうえで、畜産農家と耕種農家との連携は更に重要と考えられることから、家畜排せつ物の堆肥化処理と併せて、地域環境に配慮した有機質資源の循環を図るための施策を推進しています。

●容器包装リサイクルの推進

家庭ごみの約6割(容積比)が容器包装ごみだといわれています。このため、分別収集に取り組んでリサイクルを進める必要があります。

県では、平成19(2007)年7月に第5期滋賀県分別収集促進計画を策定しました。この計画は、県内市町における容器包装廃棄物の分別収集計画を取りまとめたものです。それによると、今後、その他プラ製容器包装、段ボール等で、分別収集が進み、収集量については、どの分別物についても増加する見込みとなっています。

◆第5期滋賀県分別収集促進計画における分別収集実施予定市町数

	平成20年3月 実施状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
無色ガラス製容器	26	26				
茶色ガラス製容器	26	26				
その他ガラス製容器	25	25				
その他紙製容器包装	7	8				9
ペットボトル	26	26				
その他プラ製容器包装	24	25				26
うち白色トレイ	17	18				19
スチール製容器	26	26				
アルミ製容器	26	26				
段ボール	21	24	25			
紙パック	19	20	21			

※ 全市町数は26市町(市町数は平成19年4月1日現在)

●散在性ごみ対策の推進

散在性ごみとは、投げ捨てなどにより散在している空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等のごみのことです。近年、釣り客による釣り針や釣り糸等の投げ捨ても目立ち、水鳥等の生物への影響も大きくなっています。散在性ごみの多



平成19年度 ごみ減量化と環境美化に関するポスター(最優秀賞)
饗庭まり恵さん(東近江市立五個荘中学校2年)

くが、道路上に散乱するだけでなく、大小の河川を通じて琵琶湖に流れ込み、これらが湖辺のごみとなって、美しい景観を損なうとともに、琵琶湖の水質にも少なからず影響を及ぼしています。

このため、平成4(1992)年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、環境美化監視員による監視・啓発活動や、ごみのポイ捨て公開取締りなど様々な活動に取り組んでいます。

また、「環境美化の日」(5月30日、7月1日、12月1日)を中心に、県内各地で多くの県民・企業等による一斉清掃活動が展開されています。

●淡海エコフォスター制度



道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、ご

みの散乱を防止することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成20(2008)年3月末現在、482団体が知事との、19団体が市町長との合意に基づき環境美化活動を行っています。なお、この名称は、エコ(環境)とフォスター(育成する)を結びつけ、「淡海」を冠したものです。

廃棄物適正処理の確保

<循環社会推進課>

●クリーンセンター滋賀の整備事業

(財)滋賀県環境事業公社では、次の3つをねらいとして公共関与により産業廃棄物管理型最終処分場クリーンセンター滋賀の整備を甲賀市で進めてきました。

- ・廃棄物の適正処理を図るための管理型最終処分場の確保
- ・企業立地のための産業基盤の確保
- ・大規模災害により発生する廃棄物の受け皿の確保



滋賀県の地勢

琵琶湖のあらまし

滋賀県の環境行政の枠組み

本施設は、遮水シートの四重化や破損検知システムの導入等高い安全性と信頼性を確保しています。

●不法投棄対策の推進

産業廃棄物の不法投棄等不適正な処理は後を絶たず、人目につかない場所、時間帯での不法投棄、あるいは、埋立・造成工事に廃棄物を混入する等、その手口は悪質・巧妙化しています。

この不法投棄等の未然防止や被害の拡大を防止するためには、早期に発見し、迅速かつ厳正に対応するとともに、特に、行為者の摘発等効果的で即応性のある取組を推進する必要があります。

県では、平日に加えて休日や早朝・夜間のパトロールを実施し、市町や警察などとの連携や地域住民の協力を得ることにより、早期発見・早期対応に努めています。また、不法投棄監視カメラの導入や毎年不法投棄防止強調月間を定め、広報車による啓発活動や近隣府県と合同で産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施するなど不法投棄撲滅を図っています。

また、行政だけでなく、住民や事業者の方々と協力して、不法投棄されない地域づくりを推進しています。

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

◆不法投棄等の発生件数



確かな環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

●RD最終処分場問題対策の推進

栗東市小野のRD社産業廃棄物最終処分場は、平成11(1999)年に硫化水素ガスが発生して以来、県は事業者に対して是正を行ってきました。しかし、RD社が平成18(2006)年6月に倒産し、同社による対応が見込めなくなりました。

県はこの問題に主体的に取り組むために「県の対応方針」を策定し、この方針に基づいて地域住民や学識経験者等からなる対策委員会を設置しました。この対策委員会の報告をもとに、県で実施計画を策定し、生活環境保全上の支障を除去するための対策工事を実施していくと

滋賀の環境のあゆみ

ともに、原因者である事業者等の責任を追及するなど、早期解決に向けた取組を進めています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/saisyu/>

指標項目	進捗状況 (H19年度)	目標 (H22年度)
県民の環境美化活動への参加率	18.6% (H19年度)	30%
家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	19.2% (H18年度)	26.2%
県民1人が1日あたり出すごみの量	948g (H18年度)	900g
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	367千t (H18年度)	210千t
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	237千t (H18年度)	200千t
家畜排せつ物の堆肥化率	84.1%	92.7%



滋賀県の
地勢

琵琶湖の
あらし

滋賀県の
環境行政の
枠組み

豊かで美しい
自然環境の
保全

健全な
水環境の
保全

快適な
生活環境の
保全

クリーンな
新エネルギーの
開発・導入

ゼロ・エミッションの
取組の推進

確実な環境
配慮の実践

新たな
環境活動
基盤の整備

地域における
環境づくり

滋賀県庁の
環境負荷
低減への取組

滋賀の環境の
あゆみ